

農政だより

第145号

令和8年7月

発行 羽村市農業委員会

羽村市緑ヶ丘5-2-1

電話 042-555-1111



新規就農者をご紹介します 【阿比留 秀平さん】

詳しくは、3ページ目をご覧ください。

羽村市農産物直売所出荷者の会
会長 石田 武尚

10年後の直売所の姿を想像しよう

羽村市農産物直売所は市が設置した施設であり、管理・運営を指定管理者である西多摩農業協同組合と農産物直売所出荷者の会が共同で行っています。

出荷者の会は持続可能な運営を目指す道を模索しています。何もしなければ10年後、厳しい状況が訪れることは容易に想像できるからです（表・会員の年齢と人数の推移）。昨年、東京都農林水産振興財団のチャレンジ農業支援センターから専門家派遣による現状分析と対策のアドバイスをいただきました。赤字の主な原因は、生産者の高齢化と離農に伴う出荷量の減少です。これは羽村市だけの問題ではなく、全国的な課題です。前小泉農林水産大臣も「大離農時代」と警鐘を鳴らしています。当直売所も同様の課題を抱えています。

それでは、私が思い描く直売所の夢の復活へのストーリー、10年後の姿を紹介します。

「令和8年3月、チャレンジ農業支援事業の報告会后、出荷者の会の役員は団結して、直売所の活性化と新規会員の勧誘に取り組むことになった。中には『農地減少や高齢化は時代の流れであり、抗うのは無理』と話す会員もいたが、役員たちは真剣だ。特に若手農業者にとって、これは将来を左右する深刻な問題だからだ。」

まず、効果が直ぐに見える視覚的効果の高い対策を選ぶことにした。出荷者の顔写真を前面に出し、『私が作った自慢の野菜』というポップを充実させたのだ。

先進的な直売所も視察し、参考にした。市の広報やチラシによる宣伝にも力を入れた。農家は野菜のブランド化と付加価値の高い商品開発に取り組んだ。スーパーに出荷している農家は、直売場へ少し多めに荷を回すよう努めた。

出荷者の会のアドバイザー（農協組合長、農業委員会会長、農産団体協議会会長、普及センター、市と農協の担当者）には、活性化についての助言と支援をお願いした。幼稚園・保育園には、『園児の食育は農産物直売所にお任せください』『育ち盛りの学童・生徒には地場産野菜を』というメッセージをチラシで配布した。農家の女性たちはレシビを考え、売り場に貼り出した。

販売品も拡充した。地元農作物を使った赤飯、恵方巻、焼きトウモロコシ、惣菜、イチゴのケーキなど、直売所だからこそ買える加工品を加えた。若手の提案で姉妹都市のソフトクリームや名産品も販売し始めた。核家族化に対応したカット野菜販売のため冷蔵庫、試食販売が出来るように厨房も増設した。売上も少しずつ上がり、直売所の雰囲気も変わってきた。

農協には退職後就農者の予備軍に声掛けや栽培指導をお願いした。直売所未加入の農家にはチラシを配り勧誘を行ってもらった。新規就農希望者には、農業委員会が市内農地の貸出をより積極的に斡旋した。受け入れ側の会員は新規会員に優しく接し、笑顔で向き合うよう心がけた。

その結果、後継者2名、退職後就農者2名、新規就農者2名、農業法人2社が加わり、毎日出荷する中心の会員も増加した。新旧会員が協力して経営改善を進め、ベテランが若手に手を差し伸べた。売上を回復した直売所はマスコミに取り上げられ、視察も増えた。

注目を浴びることで売上も増加し、会員志望者も増え、活気が戻ってきたのだ。このシナリオが確実に実現するかは不透明です。しかし、専門家は、いまから対策を打つことで直売所の持続的な経営が可能だと指摘しています。お聞かせください。あなたならどんな10年後の直売所の姿を想像しますか。私たちは、理想を夢で終わらせたくないよう、全力で取り組んでいきたいと考えています。皆様のご支援のほど、よろしくお願いいたします。

本稿は、農業に関連する市内団体である羽村市農産物直売所出荷者の会から寄稿していただきました。

会員の年齢と人数の推移

年齢	現在（人数）		10年後（人数）	
59歳以下	7	7	1	1
60-64歳	9	9	2	2
65-69歳	13	13	4	4
70-74歳	10	10	9	9
75-79歳	8	17	13	40
80歳以上	9		27	
計	56	56	56	56

* 10年後は75歳以上の後期高齢者が40名になります。

* 現状では新規就農者、後継者の増員は多くは見込めない状況です。

* R8.3の会員登録者を基に推計しています。

新規就農者をご紹介します

阿比留 秀平さん

羽村市の根がらみ前水田でお米を作っています。以前に、秋田県の農家で田植えや稲刈りの研修を受けて、現在は、農業実践力セミナーに参加しながら農業に取り組み、今年で就農4年目になります。

水稻の裏作では、チューリップを栽培していて、4月の開花時期には、市内外から多くの人が訪れる春の観光資源となっています。

阿比留さんは、栽培管理を任されており、植え付けの準備から、開花に合わせて除草作業も行っています。5月には多くのボランティアが参加して球根の掘り取りを行いました。阿比留さんもご家族や友人とともに球根の選別作業を行っていました。球根は保管して、秋に植え付けます。



6月には、水稻の栽培が始まります。今年も小学5年生が稲作体験に訪れ、地域の子供たちが農業や自然に触れ合う体験の場になっています。猛暑や、天候の変化の難しさに向き合い、より良い方法を探しながら、管理・収穫までひとつひとつ取り組んでいます。

水田以外の畑では、主に依頼を受けた作物の栽培・出荷を行っており、多くの先輩農家の助言や、友人の支えを受けながら栽培に励んでいます。また、春と秋に行われている市の「花いっぱい運動」の花を育てており、年々、栽培数を増やしています。



常に作業の効率化を考えたり、働き方を意識して、趣味の時間も大切にしています。充実した日々を送りながら、意欲的に農業に取り組み、これからは、小麦の栽培にも挑戦する予定です。新しいことに積極的に挑戦し続ける姿は、地域農業の担い手としてさらなる活躍が期待されます。



チューリップ球根の掘り取りが実施されました

5月7日から12日まで、チューリップ球根の掘り取りが行われました。計5日間の実施となりましたが、ボランティアの皆さん、近隣の保育園・幼稚園や有志団体の皆さん、延べ750人以上の方々に協力いただき無事に終えることができました。この球根は今年の秋に植え付けを行い、来春また、きれいな花を咲かせます。



労働安全・事故防止について

乗用型トラクターを運転する時には、必ずシートベルトを着用しましょう。また、ヘルメットの着用に努めましょう。確実な運転を行い、道路走行時は、必ず左右のブレーキを連結しましょう。低速車マークや反射板を設置しましょう。



羽村市園芸組合による駅前花壇の植栽

羽村市園芸組合の皆さんが駅前の花壇に色とりどりの花苗を植栽し、駅前を華やかに彩りました。今年の羽村駅東口の花壇には、新しい花のペンタスも加わり、訪れる人の目を楽しませてくれます。



熱中症にご注意ください

引き続き暑い気象が続きます。農作業中は、こまめに休憩して、水分・塩分を補給すること、暑い時間の作業を極力避けるなど、熱中症の予防に努めましょう。熱中症が疑われるときは、涼しい場所に避難、衣服をゆるめ、体を急速冷却、水分・塩分の補給を行いましょう。

応急処置をしても症状が改善しない時は、医療機関で診療を受けましょう。



生産緑地の見回りを行います

実施日 7月13日(月)

(予備日 7月16日(木))

都市計画課と農業委員会事務局で特定生産緑地を含めた全生産緑地の見回りを実施します。

生産緑地は、固定資産税の軽減や一部の方は相続税納税猶予などの税制優遇措置を受けています。

10月に改めて、農業委員会として全生産緑地の見回りを実施し、状況に応じて適正管理の指導を行います。農業委員会では、生産緑地が適正に管理されるよう全力で取り組みでまいります。今後とも皆様のご協力をお願いします。

その他の主な活動

4月	23日	羽用水組合定期総会・羽用水保全会定期総会
	24日	農業委員会総会
5月	19日	農業団体協議会役員会・理事会
	22日	花いっぱい運動花苗配布
	23日	花いっぱい運動
	24日	農業委員会総会
	25日	農業委員会総会
6月	13日	稲作体験
	24日	農業委員会総会

「普及センター」から

東京農業の働き方ガイドライン ～持続可能な農業の実践～

近年、気候変動による猛暑や労働力不足が深刻化しており、東京農業の現場においても、心身の健康に配慮しながら農作業に従事することの重要性が増しています。しかし、農業では、労働基準法の労働時間などに関する項目は適用されておらず、知らず知らずのうちに無理を重ねてしまうことも少なくありません。

そこで、東京都は、農業に携わる皆さまが、健康で意欲的に営農することを目指し、働き方の方向性としてガイドラインを作成しました。その内容の一部を紹介します。

本ガイドラインを参考に、それぞれの状況に応じて、できることから取り入れていただければ幸いです。

東京農業の働き方 推奨項目

①働く時間管理

- ・ 1日の作業時間が8時間を超えないように努める

- ・ 疲労が蓄積しないよう休憩時間や週休日確保する

②健康管理

- ・ 心身に無理のない作業を心がける
- ・ 体温が37・5度以上ある場合は休む
- ・ 1年に1回は健康診断を受診する

③作業性の向上

- ・ 重量物を取り扱う際は、男性は体重の40%以下、女性は体重の24%以下
- ・ 省力化機器の活用や作業負担の少ない圃場づくりを進める

④安全対策

- ・ 危険な箇所や作業などを把握し、事故を防止する
- ・ 暑さ指数(WBGT) 28以上では作業を控え、20分に1回飲水・塩分を補給する

⑤快適な作業空間

- ・ 休養スペースを確保する
- ・ 手洗い場やトイレの確保に努める
- ・ 扇風機やスポットクーラー、ヒーターを設置する
- ・ 4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動

⑥コミュニケーション

- ・ 一緒に働く仲間とのコミュニケーションを大切にする
- ・ 家族でもハラスメントに気をつける

⑦雇用の活用

- ・ 経営状態に応じて外部労働力を活用する
- ・ 雇用契約を結ばない業務委託やボランティアでも安全衛生や健康の管理をする

ガイドラインは都のホームページからご覧いただけます。ガイドライン達成に向けた都の支援事業の一覧も掲載しています。



【問い合わせ先】

東京都西多摩農業改良普及センター
電話 0428(31)2374

～制度を利用することで奨励金が交付されます～



【農地長期貸借促進奨励事業】



東京都では、10年以上の賃貸借(有償)契約を結んだ生産緑地所有者に奨励金を交付する事業を実施しています。

① 10年以上の賃貸借：生産緑地 >>> 1,000m² あたり >>> 120万円

② 2年間の賃貸借：生産緑地 >>> 1,000m² あたり >>> 2年間で20万円
※賃貸借期間は2年間に限られます

②の要件1：2年間の期間終了後10年以上の賃貸借に移行すること

②の要件2：移行しない場合は、「広域型生産緑地バンク」に登録すること

生産緑地は納税猶予を受けたまま都市農地貸借円滑化法で貸借できます

詳しくは、羽村市農業委員会事務局までご相談ください

【編集後記】

5月の連休中、遊びに来ていた社会人の甥に、居間のエアコンの試運転をしてもらった。近頃は週間予報で夏日が当たり前になり、季節が一ヶ月ほど先走っているように感じる。

気になって東京都青梅市の気象データを調べてみた。昨年(令和7年)5月の夏日は6回、真夏日は3回だった。対して今年(令和8年)は、まだ5月24日時点であるにもかかわらず、すでに夏日が9回、真夏日が3回に達している。今月はあと一週間残っている。予報通りにいけば、残りの7日間でさらに夏日が4回、真夏日が3回加わる見込みだ。

桜が散るとジワジワと気温が上がり、慌てて衣替えをする。毎日洗濯機を回し、冷蔵庫の開閉にも気を配り、エアコンのフィルターをパパッと清掃して夏に備える。願わくば、私の心配がただの呑気な想像であってほしいものだ。

(一記)

【編集委員】

宮川篤、井上淳孝、阿部慎也

下田壯、宮本健司

【事務局】

羽村市農業委員会事務局
(産業環境部産業振興課農政係)